

国家戦略特区ワーキンググループ提案に関するヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 9 月 19 日 (木) 12:50~13:10
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

<提案者>

濱田 義之 熊本県農林水産部経営局長

井上 克浩 熊本県農林水産部担い手・企業参入支援課審議員

西澤 俊一 熊本県農林水産部農地・農業振興課課長補佐

<事務局>

川本 正一郎 内閣府地域活性化推進室長

加藤 利男 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 くまもと県南フードバレー推進に係る農業・農村振興特区
- 3 閉会

○藤原参事官 それでは、続きまして、熊本県「くまもと県南フードバレー推進に係る農業・農村振興特区」ということで、お話を伺いたと思います。

全体の時間は20分でございますので、7、8分でプレゼンテーションをしていただきまして、その後、質疑応答とさせていただきます。

資料、それから、議事内容は公開の扱いとさせていただきます。

それでは、御説明をお願いいたします。

○濱田局長 本県が提案しておりますのは、フードバレー構想に基づく農業関係の特区ということで御提案を申し上げます。

この背景だけ申し上げておきたいのでございますが、熊本県は九州のど真ん中にござい

まして、その県を真っ二つにした南側がこのフードバレー構想ということで、今、振興を図っている地域ということになります。

何でこういったことをしているかと言いますと、熊本県自体は非常に農業県でございます、産出額では全国5位、担い手では全国のトップ3でございます。

こういった基盤を生かしてやろうという話なのですが、特に熊本県の中でも、この県南地域というのは農業の集積が非常に盛んなところということになってございます。

ただ今、生産対策なり、企業の農業参入なり、あるいは6次産業化、こういった色々なツールを、今、この県南振興の中に施策として打ち込んでおりますが、これを爆発させるという意味で、今回の国家戦略特区というものをもう一つ加えられないかというのが今回の提案の背景にあるということでございます。

本編の資料にお戻りいただきますと、「提案のニーズや背景」のところに書いておりますが、我々の視点としては、6次産業化の促進がまず1点でございます。

それから、2点目は、農業への企業参入の促進、これが2点目でございます。後々ゆくゆくは、輸出の振興とかにもつながっていくというスケールで考えております。

本編の1ページを御覧いただきますと、この中で2本立ての提案の中ですが、ポイントのみ御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、1ページ目でございます6次産業化を進めたいということで、色々な規制を緩和していただきたいという内容でございます、これには内容が4本ございます。1番目と4番目だけ御説明をいたします。

まず1番目でございますが、「農地利用規制の特例措置」ということございまして、これは実は、6次産業化と言っても、いきなり大きい事業が立ち上がるわけではなくて、農業の6次産業化は庭先から進んでいくというのが通例でございます。

この実態を考えたときに、現在の農業振興地域の整備に関する法律、農振法でございますけれども、この規制上、農家が地域内に設置できるのは農業施設だけということになります。いわゆる加工品の販売施設ということになってございます。これを一步広げて、今回提案申し上げたいのは、農家レストランといういわゆる食材、食事の提供まで踏み込んだ部分、それから、もう一つ、食材シェアの規制がございまして、5割以上の使用という規制がございまして、これを緩和していただきたいという内容が(1)でございます。

こうしたことによって、地域の自分の農家の庭先からまず6次産業化が始まっていくというようなことを促したいというのがこの趣旨でございます。

(2)(3)は、今の流れにつながるものでございまして省略いたしまして、(4)を御説明いたします。

(4)は、「6次産業事業体の出資比率の見直し及び6次産業事業体の所得税減免措置」ということ書いてございますが、これは今年から始めていただきました6次化ファンドの話でございます。これの出資割合について、引上げをお願いできないだろうかというのが提案でございます。具体的提案の中身は書いてございますが、現在のスキームとしては、

農家、農業者が25%、そして、連携企業が25%ということで、国にファンドが50%かんでいくというのが基本的なスキームということになってございます。このファンドの50%という現在のシェアについて、75%まで引き上げていただけないかというのが、今回の提案でございます。これは規制緩和というよりは、事業スキームの変更といったほうが適切かもしれませんが、そういったことがあります。

また、もう一つは、ゆくゆく事業を成功して、回収ができるような段階になれば、その株式を買い戻す期間については、減免措置を講じていただくという税制上の措置、これも併せてお願いしたいというものでございます。ファンドがかなり熊本県内でも活用され始めていますので、こういった規制緩和措置をもう一段行っていただくことによって、ファンドが活用されると考えております。

次に、2番目の視点、農業参入、農業の企業参入の視点をちょっと申し上げたいと思います。大きなIIでございます。

実は、これは農林水産省が統計を取っておりますが、平成21年の農地法改正後の企業参入件数、これは全国3位でございます。うちの蒲島県知事は、この企業の農業参入というものを非常に大きく進めておりまして、これまで相当な実績が出ているというところでございます。

日経新聞にも先般載りましたモスファームが加わりまして、今はまた新たにいくつかの話が並行して進んでいるという状況でございます。

こうした実態を踏まえて、今回、お願い申し上げるのが2点ございます。

1点目は、(1) 農業生産法人に関する規制緩和、要件緩和でございます。これは御存じのとおりだと思いますけれども、構成要件が非常に厳しくてございます。これを緩和していただきたいというのが趣旨でございます。これはなぜかと言いますと、熊本県の考えとしては、企業が農業の世界に入ってくるというよりは、企業が農業者の仲間になっていただきたいという考え方なのです。それで、一緒になって熊本県の農業を支えていただける、こういう位置付けで我々は企業の農業参入に関わってございます。こうした中では、こういった要件をどんどん緩めていくということで全然差し支えがないのではないかと考えております。

2点目、(2) でございますが、これは農地の中間管理機構、今、農林水産省で進められておりますスキームでございますが、これも農業参入に絡めてでございますけれども、我々が言う農業の担い手というのは、農家だけではなくて、農業参入いただいた企業、これも農業者だと思っております。こうした方々に、実は農地を集約して貸し付ける、使っていただくというケースも想定をいたしております。具体的に、今、そういった動きもございます。こうした場合に、やはり出し手のメリットが一番必要になろうと思っております。今回、色々な政策上のスキーム、あるいは法上の位置付けもなされるようでございますけれども、これに加えて、農地を出していただく方のメリットとして、こういった固定資産税の免除といった制度が創設されれば、なおさらこれが進むのではないかなと思っております。

おります。

付け加えますけれども、農地集積については、うちの蒲島知事が非常に力を入れて、農林水産省に先駆けてやっているという自負もございます。実績も上げていると思いますので、こうした中での御提案だということを御了承いただきたいと思っております。

最後になりますけれども、締めのところでございますが、具体的にこういった規制緩和によって、農業部門の成果目標というものが具体的に上がるというわけではないと考えております。我々としては、生産額が上がり、農家の手取りが増え、そして、輸出が増えていくと考えておまして、その段階で、この成果指標に寄与するのではないかと考えております。

いずれにしても、大農業県のうちの大農業地帯であります県南地域、これをフードバレー構想として、我々も県、市町村一丸となって取り組んでおります。資本を重点投下しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

プレゼンは以上でございます。

○坂村委員 今日おっしゃっているようなことは、色々な他の地域でも全く同じようなことを言っているというのがあるのですが、熊本県でなぜというのと言うと、県を挙げてこのフードバレー構想をやっているからということでしょうか。

○濱田局長 そうです。

○坂村委員 それと、例えば、農家レストランみたいな話も色々なところで出ているのですが、もしもそういうことがそこでできるとなったときに、具体的にやるところというのはちゃんとあるのですか。

何でそういうことを質問するかと言うと、そうならいいとか、何かそういう希望で終わってしまうと、規制改革というはしごを掛けても誰も登らないということになって、即効性を狙っている国家戦略特区の枠にそぐわなくなるので。何か具体話があるのかどうかというものをちょっと御質問させていただきたいのです。

○濱田局長 分かりました。

2点目からちょっと御説明しますけれども、6次産業化・地産地消法に基づく総合化計画の話をちょっとさせていただきます。

今、九州1位の件数が出ています。全国で4位の件数が出ています。熊本県は、昔から食品加工の時代から加工というのは非常に重点的に取り組んできた実績があります。

何でこういった提案をしているかと言うと、具体的にこれができなくて、やろうとしているのだけれども、踏み出せない農家というのがいくつかあるのです。これは県内の中でも色々な要望活動に乗せていこうと、今、動きをしています。それが、この国家戦略特区の中で上から来れば、ここは一挙に花開く。門が開くということになりますので、そこは具体的な実績を踏まえてということで御了承いただければいいと思っております。

それから、1点目のなぜ一般的なところなのだというのですが、熊本県はやはりフードバレーという構想を打ち立てて、今、まさに資本を投下し始めた時期なのです。もう一つ

付け加えて言いますならば、この地域は八代港という県外の輸出のコンテナ港を持っています。それともう一つは、八代地域にアグリビジネスセンターという、今、センターを造ろうとしていまして、来年から動かそうとしています。こういった基盤をきちんと今、整えているところに、この農家の力と規制の緩和、こういったものが一体化することで、この県南が爆発するのではないかなというところでこの御提案を申し上げているというところでございます。

○坂村委員 フードバレー構想というものを出しているのは、日本の中で言うと、他にも同じようなことを言っているところがありますよね。

○濱田局長 どうですかね。日本の中によりフードバレー的なことをおっしゃっているところはあるのですけれども。

○坂村委員 他のところがあるということを使った上で、他よりいいという、熊本県がいいという理由はこの実績というようなことですか。

○濱田局長 もちろん実績と基盤です。要するに農業力と言いますか。

○坂村委員 農業力、でも、他も農業力と言っているところがあると思うので、もう少し具体的な理由付けがあるといいのですが。

○濱田局長 それは冒頭に申し上げたとおり、全国5位の生産額を持っています。それで担い手というものが一番大事だと思うのですが、この担い手というのが、要するに中核的担い手は全国3位なのです。新規、新しく入ってくる若いメンバーというのは全国2位なのです。要するに、将来ともに持続する力もあるし、それを支える基盤もあります。こういう熊本県だからこそ、これはできるのではないかとこのところなのですが、違いはそことしか言いようがないですね。

○坂村委員 そういう同じ条件が揃ったところでみんなやると言うと、地域特区ではなくて、全部だという話になってしまいます。そうすると、一般的な規制緩和となって、限定で先行試行するというこの国家戦略特区の枠ではなくなってしまいそうです。

○濱田局長 ああ、なるほど。

○坂村委員 いやいや、食は非常に重要だと思っているし、農業とか食がものすごく大事だから、色々なところから同じようなことを言ってくるのですよね。ものすごく大事だからみんなが言うのだと思うのです。だから、地域的な特区というのではなくても、何かある条件を整えば、全部どこでもできるようにするというのが筋のような気がしますね。

例えば、農家レストランをやっていると言ったら、熊本県だけでしかできないというよりは、同じことができるなら、元々農地だったところで農家のためになるようなことに施設を転換するのは、全国どこでもみんなやりたいというような感じのことを言われても、そうだなと納得してしまいます。

○濱田局長 坂村委員のおっしゃるとおりかなと思います。

○坂村委員 農家レストランなどはそうですね。この6次産業化にちゃんと事業対応して行って、その後はどうするかなどというのは、県の政策ということとも非常に関係してく

ると思いますが。資本投下も随分しなければいけなくなるでしょうし。資本が要るわけですね。だから、このファンドの比率を別のところから来る地域ファンド出資比率を高めてくれと、そういう話ですね。

○濱田局長　そうです。

○坂村委員　よく分かりました。

○藤原参事官　よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。